

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|----|----|----|-----|-------|------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 | 6 | Ⅲ | 9 | ア | | 設計・建設業務期間 | 設計・建設業務期間が「令和8年4月から令和12年3月まで（4年間）」となっていますが、「事業契約締結の翌日」（＝2月）が正と理解してよいでしょうか。18.事業スケジュール（入札説明書P.9）では2月となっています。 | 契約締結日は建設工事請負契約が当組合議会の議決日となるため、2月となりますが、事業契約開始日は4月1日からとなります。 |
| 2 | 入札説明書 | 6 | Ⅲ | 10 | | | 事業期間終了後の措置 | 「組合では、本施設を本工事後も20年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、組合が約20年間以上にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとし、また、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。」とありますが、事業者の義務の範囲は本事業期間中（令和22年度まで）の要求水準及び性能水準の遵守及び要求水準書（運営・維持管理業務編）第1章第4節 4.事業期間終了時の引渡し条件を満足することという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書に記載のとおり、組合では、本施設を令和22年度以降も維持する可能性があるため、維持管理を継続する場合の条件となります。 |
| 3 | 入札説明書 | 6 | Ⅲ | 10 | | | 事業期間終了後の措置 | 「本施設における事業期間終了後の措置については、運営開始後 10 年目（令和 17 年度）の時点で、組合及び事業者において協議を開始するものとする。」とありますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）第1章第4節 4.事業期間終了時の引渡し条件（10）では「事業期間終了時における明け渡し時の詳細条件は、組合と事業者の協議によるものとし、令和 22 年度の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、組合と協議を開始すること。」と記載されています。要求水準書の協議期間は短く実態に沿わないため、入札説明書の記載が正と理解してよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 要求水準書（運営・維持管理業務編）を修正します。 |
| 4 | 入札説明書 | 8 | Ⅲ | 14 | | | 副生成物の取り扱い | 破砕施設から回収する紙類・瓶類も資源物として売却し、自らの収入とすることができるものと考えてよろしいですか | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 5 | 入札説明書 | 8 | Ⅲ | 15 | | | 特定部品の供給 | 本項には「設計・施工業者」「設計施工業者」「設計・施工企業」とありますが、これらは同一の企業を指すものと理解してよろしいでしょうか。また、この企業とは、運営業務委託契約第31条に特定部品（施工企業）の調達についての定めが、また基本契約別紙1に「「施工企業」とは、日鉄エンジニアリング株式会社をいう。」とある通り、「施工企業」すなわち日鉄エンジニアリング株式会社を指すものと理解してよろしいでしょうか。 | 前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、特定部品をプラントメーカーに供給するベンダーも存在するため、それらを含めたもののご理解ください。 |
| 6 | 入札説明書 | 14 | Ⅳ | 3 | (2) | イ (イ) | 参加資格 | 運営・維持管理業務を行う者が2者以上ある場合は、そのうちの1社が運営・維持管理業務を行う者の要件（イ）①②を満たせば問題ないでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------|----|----|-----|-----|-------|------------------|---|--|
| 7 | 入札説明書 | 14 | IV | 3 | (2) | ウ (ウ) | 参加資格 | 「落札者を選定した日から事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者選定又は決定を取り消す。」とありますが、基本協定第3条第3項の「事業契約の締結前に、落札者が、入札説明書において提示された落札者の要件の全部又は一部を喪失した場合には、組合は、事業契約を締結しないことができる。」との記載と同様に「取り消すことができる」としていただけないでしょうか。 | 貴社ご提案を認めます。「取り消す。」を「取り消す場合がある。」に修正します。 |
| 8 | 入札説明書 | 22 | IV | 4 | (9) | オ | 使用言語及び単位、時刻 | 「添付資料8 提出書類の作成要領」は正しくは「添付資料7 提出書類の作成要領」でしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 9 | 入札説明書 | 23 | IV | 5 | | | 予定価格及び入札比較価格 | 貴組合に帰属する金額を事業者の入札価格から控除して入札価格とするという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 10 | 入札説明書 | 25 | IV | 7 | (2) | | 特別目的会社 | 現事業からのスムーズな移行を図るために、現事業の特別目的会社を本事業の特別目的会社に転用のご提案は可能でしょうか。またその場合、本店所在地の設定方法については貴組合と協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 11 | 入札説明書 | 27 | V | 3 | | | 事業者が加入する保険 | 「添付資料7 事業者が加入する保険」は正しくは「添付資料6 事業者が加入する保険」でしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 12 | 入札説明書 | 28 | V | 6 | | | 地域住民との協定 | 現状地域住民との協定があればご教示ください。あるいは今後地域住民との協定を締結する予定があるならばいつ頃に締結するのかをご教示ください。 | 当施設建設時の地元町内会（平田町内会、上平田町内会、大平町内会）及び釜石湾漁業協同組合との環境保全協定を締結しております。新たに協定を締結する予定はありません。 |
| 13 | 入札説明書 添付資料 | 2 | | | | | 添付資料2 契約スキーム | 「売電収入（組合と折半）」とありますが、添付資料5「対価の構成及び支払方法」では売電費5円（税抜）分は貴組合収益とする記載と齟齬がありますので統一をお願いいたします。 | 入札説明書を修正します。 |
| 14 | 入札説明書 添付資料 | 3 | ※2 | | | | 添付資料3 役割分担概念図 | 「売電収入は事業者と組合で折半」となっており、添付資料5「対価の構成及び支払方法」では売電費5円（税抜）分は貴組合収益とする記載と齟齬がありますので統一をお願いいたします。 | No. 13の回答をご参照ください。 |
| 15 | 入札説明書 添付資料 | 4 | 共通 | (9) | | | 添付資料4 不可抗力リスク | 「天災等大規模な災害、暴動、戦争等」例示がありますが、基本契約書別紙の「不可抗力」の定義にもありますように、コロナ禍のような感染症の拡大も不可抗力リスクの例示含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりですが、既に明らかとなっている感染症は不可抗力リスクには含まれないものとし、未知のウイルスによる感染症は含まれるものとしします。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------|---|-----|------|-----|----|--------------------------|--|---|
| 16 | 入札説明書 添付資料 | 4 | 設計 | (11) | | | 添付資料4 着工遅延リスク | 「組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの」の項が二行ありそれぞれ負担者が組合と事業者となっていますが二行目は「事業者の事由によるもの」との理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 17 | 入札説明書 添付資料 | 4 | | | | | 添付資料4 リスク分担 | 添付資料4のリスク分担の中に「不適物混入リスク」を入れて頂きたく存じます。 搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合）は貴組合がリスク負担、事業者の善管注意義務違反の場合は、事業者がリスク負担するものと思料致します。 | 搬入禁止物については、要求水準書 運営・維持管理編 別表1に規定しているとおりであり、事業者の注意喚起をもって排除できない場合の大幅なコスト増大分については、事象により協議とします。 |
| 18 | 入札説明書 添付資料 | 4 | | | | | 添付資料4 リスク分担 | 添付資料4のリスク分担の中に「火災発生入リスク」を入れて頂きたく存じます。リチウムイオン電池等の発火物混入に起因する火災リスクは貴組合にてリスク負担して頂けるものと思料致します。 | No. 17の回答をご参照ください。 |
| 19 | 入札説明書 添付資料 | 6 | (3) | ア | | | 添付資料5 対価の構成及び 支払方法 | 「売電単価のうち5円（税抜き）分を除いた売電費が事業者の売電費で、売電費5円（税抜き）分は組合収益とする」とありますが、売電単価は市況により変動するものであり、特に運営期間は15年と長期にわたることから、事業者自らがコントロールできないリスクを事業者が持つこととなります。その場合、リスクを見込んだ予備費用による各社入札価格の上昇といった弊害が生じます。つきましては組合収益とする5円分について、以下の通り変更をお願いいたします。 ①組合収益となる5円が、物価指標（事業者が提案するもの）又は実売電単価に連動する条件とする ②売電先の変更や市況の大幅な変動、エネルギー政策の変更等が生じた場合に契約条件や組合収益となる単価を変更いただけるものとする ③実売電単価が5円/kWhを下回る場合に契約条件や組合収益となる単価を変更いただけるものとする ④ごみ量・ごみ質起因の売電量変動については発注者に帰する契約条件とする | 貴社ご提案を認めます。 売電費が5円（税抜き）を下回った場合は、組合は売電費を請求しないものとします。 |
| 20 | 入札説明書 添付資料 | 7 | (3) | ウ | (ア) | | 添付資料5 対価の構成及び 支払方法 | 「事業者の提案した固定費A、変動費B及び変動費Cそれぞれの単価」とありますが、「変動費C」は誤記でしょうか。 | 入札説明書の添付資料を修正します。 |
| 21 | 入札説明書 添付資料 | 8 | (3) | ウ | (イ) | 4) | 添付資料5 対価の構成及び 支払方法 | 「改定に用いる指数は原則として変更しない」とありますが、本入札説明書に記載の指数よりも実態を反映した適切な指数が存在する場合は、事業提案書で事業者側より提案のうえ、運営開始前に協議させていただけますでしょうか。 | 添付7 ウ(イ)4に記載のとおり、「市場の変動等により改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、組合と運営事業者で協議」となります。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------|----|-----|-----|-----|----|-------------------------------|--|---|
| 22 | 入札説明書 添付資料 | 8 | (3) | ウ | (イ) | 4) | 添付資料5 対価の構成及び 支払方法 | 「また、売電費のうち「5円/kWh/t」は、運営期間の15年間改定しないものとする。」とありますが、組合収益の考え方については質問No. 19の通りです。また単位が「円/kWh/t」とありますが、正しくは「円/kWh」でしょうか。 | 単位については修正します。 |
| 23 | 入札説明書 添付資料 | 9 | (3) | ウ | (ウ) | 1) | 添付資料5 対価の構成及び 支払方法 | 初回の改定に係る比較対象につき「令和8年3月1日時点で公表されている1年間の平均値」とされていますが、入札段階で当該日の物価指数を想定することは困難であるため、「入札公告時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）」への変更をご検討頂けないでしょうか。内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）が公表している「契約に関するガイドライン」（令和6年6月3日改正）においても、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」とされています。 | 基準日は、入札日（9/9（火））時点に変更します。 |
| 24 | 入札説明書 添付資料 | 17 | 7 | (1) | ア | | 基礎審査及び非 価格要素審査に 関する提出書類 | 電子媒体はCD-RもしくはDVD-Rでの提出という認識でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 25 | 入札説明書 添付資料 | 24 | 7 | (3) | (キ) | | 記載要領 | 通し番号は事業者任意の位置に記載してよろしいでしょうか。指定がありましたら記載位置をご教示願います。 | 貴社ご提案を認めます。 ただし、記載位置については統一してください。 |
| 26 | 様式集 様式第2-4号 | 4 | 2 | ④ | | | 設計・建設を行 う者の参加資格 要件 | 設計・建設を行う者の参加資格要件における「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を建設業務期間中に専任で配置できることを証明する書類。」及び当該監理技術者を「企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している」証明書類の提出に関して、書類を提出した監理技術者が工事の実行前や途中にやむを得ず変更となる場合は、その際に変更後の監理技術者に関して前述の書類を提出するという点でよろしいでしょうか。 | やむを得ない理由を明示できる場合に限り、参加資格要件変更後の書類の提出を認めることとします。ただし、本参加資格要件を満たす者として下さい。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------|---|----|---|-----|-----|----------------------|--|--|
| 27 | 様式集 様式第2-5号 | 5 | 2 | ② | | | 運営・維持管理業務を行う者の参加資格要件 | 運営・維持管理業務を行う者の参加資格要件における「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、連続運転式の一般廃棄物焼却施設又はガス化溶融施設（ボイラ・タービン発電機付きに限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として、運営開始後2年間以上配置できることを証明する書類」の提出に関して、書類を提出した現場総括責任者が運営開始前や途中にやむを得ず変更となる場合は、その際に変更後の現場総括責任者に関して前述の書類を提出するという点でよろしいでしょうか。 | やむを得ない理由を明示できる場合に限り、参加資格要件変更後の書類の提出を認めることとします。ただし、本参加資格要件を満たす者として下さい。 |
| 28 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 2 | 1 | 2 | 8.1 | (1) | 全体計画 | 「竣工時の能力を回復させる」とありますが、本工事対象機器についての記述との理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりですが、対象機器の更新・補修等により影響を及ぼす箇所が他に波及するようであればその箇所も対象となります。なお、ストックマネジメントの考えに基づき、外的要因が加味されたときでも、長期運営に支障がないよう計画してください。 |
| 29 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 1 | 2 | 8.2 | (2) | 工事計画 | 「ただし、事業者の責務によりごみの外部処理が発生した場合、事業者の負担とする。」とありますが、(6)に「契約時に組合と事業者との協議のうえ定めた工期内（各炉休炉、共通休炉）に工事が完了しなかった場合、工期を超えた部分に掛かる経費（工事中電力、工事中用水、ごみ処理等）は事業者で負担することとし、ごみの外部委託が当初工程から逸脱したことにより増加する場合は事業者で負担する。ただし、災害等による事業者の責に依らない不測の事態などが生じた場合、又は組合と事業者との協議等により工期を変更した場合は、この限りではない。」とある通り、不測の事態などが生じた場合、又は組合と事業者との協議等により工期を変更したことで、全炉停止期間中の本工事の実施に伴いごみの外部処理が発生した場合は、事業者の負担では無いと理解してよろしいでしょうか。 | 不測の事態が生じた場合には、建設工事請負契約書第70条によります。また、工期変更に伴うごみの外部処理費用は事業者の責務の場合は、事業者の負担になります。 |
| 30 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 1 | 2 | 8.2 | (5) | 工事計画 | 工事資材及び設備・機器の仮置場と同様に工事関係者の駐車場も敷地内スペースを利用させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 4 | 1 | 2 | 8.2 | (8) | 工事計画 | 解体・撤去品の洗浄等により発生する汚水は異物を除去したうえでごみピットに移送し処理させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 32 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 8 | 1 | 4 | 7 | | 分別排出物（メタル） | 「分別排出物のメタル」とは「溶融メタル」と別物という理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------|----|----|----|---|------|---------------------------|--|---|
| 33 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 9 | 1 | 4 | 9 | | 溶融飛灰処理物 | カドミウム 0.09mg/L以下と記載がありますが、現状の要求水準では0.3 mg/L以下が基準値となっています。現状の通りに修正をご検討願います。 また、「1, 4-ジオキサン 0.5mg/L以下」及び「PCB 0.03mg/L以下」は現状では要求水準に含まれておらず、現状の通りの項目への変更をご検討願います。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 34 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 13 | 1 | 6 | 1 | (10) | 計装設備 | 「⑧燃焼率出口温度計の新設」とありますが、正しくは「燃焼室出口温度計」でしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 15 | 1 | 8 | 1 | 1.2 | 現場管理 | 「仮設事務所は施設敷地内に設置」とありますが、施設敷地内で十分なスペースが確保できない場合、事業者負担にて用意する近隣の敷地内に設置してもよろしいでしょうか。 | 貴社ご提案を認めます。 |
| 36 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 15 | 1 | 8 | 1 | 1.3 | 現場代理人及び 監理技術者 | 本工事の監理技術者については、「清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業に係る監理技術者資格を有する者」として頂くことは可能でしょうか。 | 貴社ご提案を認めます。 |
| 37 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 16 | 1 | 8 | 1 | 1.9 | 工事写真の撮影 | 工事写真の撮影に当たり、「蔵衛門」等の電子小黒板を使用してもよろしいでしょうか。 | 国営建技第14号「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」に記載された要件を満たす電子小黒板について、使用することを認めます。 |
| 38 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 17 | 1 | 8 | 1 | 1.13 | 工사용車両 | 既設道路の損傷の原因が本工事であることを特定することは難しいと考えられるため、補修については事業者の業務範囲外とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 39 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 18 | 1 | 8 | 2 | 2.3 | (3) ⑤ 工事に伴う環境 調査 | 大型重機や掘削機械を使用しない場合は環境への影響が小さいと考えられたため、騒音調査のみとさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとしますが、詳細については設計協議によるものとします。 |
| 40 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 20 | 1 | 10 | 1 | 1.1 | (6) ② 管理責任 | 「試運転期間中の運転管理は、全て事業者の責任において行うこと。」とありますが、本工事対象機器に関する運転管理についての記載との理解でよろしいでしょうか。また通常操業時の運転管理要員と兼務可との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、対象機器の更新・補修等により影響を及ぼす箇所が他に波及するようであればその箇所も対象とします。 後段については、貴社ご理解のとおりです。 |
| 41 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 20 | 1 | 10 | 1 | 1.1 | (6) ③ 管理責任 | 「試運転期間中の運転要員は、全て事業者が確保する」とありますが、本工事対象機器に関する運転要員についての記載との理解でよろしいでしょうか。また通常操業時の運転要員と兼務可との理解でよろしいでしょうか。 | No. 40の回答をご参照ください。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------|---------------|----|----|-----|----------|-----------------------------|---|---|
| | | | | | | | | | |
| 42 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 21 | 1 | 11 | 1 | 1.2 | (3) 乾燥だき | 「乾燥だきに伴い、ボイラ洗浄を実施する」とありますが、本工事では第1節炭器の更新の際、ボイラ洗浄を実施しない代わりに製作工場にて管内の酸洗浄及びスポンジ清掃を行い、また、気化防錆剤を封入したうえで現地搬入する計画です。その場合、現地でのボイラ洗浄は実施不要と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 43 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 21 | 1 | 11 | 1.1 | (2) | 性能保証事項 | 性能保証事項のうち①処理能力、②燃焼溶融条件、③公害防止条件は本工事対象機器に関するものに適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 本工事対象機器の更新・補修等により影響を及ぼす箇所が他に波及するようであればその箇所も対象とします。 |
| 44 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 21 | 1 | 11 | 1.2 | | 予備性能試験 | 予備性能試験の項目と方法については事業者にて提案し、組合殿の承諾を受け実施するもの理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 45 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 23 ～ 26 | 1 | 11 | 1.3 | | 表 性能保証 性能試験の項目 と方法 | 性能試験は本工事に関連する項目について適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 本工事対象機器の更新・補修等により影響を及ぼす箇所が他に波及するようであればその箇所も対象とします。 |
| 46 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 23 | 1 | 11 | 1.3 | 表 | 1 表 性能保証 性能試験の項目 と方法 | ごみ質分析方法の測定頻度が「1炉当たり1回以上」となっていますが、炉毎に行うものではございませんので「1か月当たり1回以上」という理解でよろしいでしょうか | 性能試験期間中において、1日当たり2回以上実施するものとします。 |
| 47 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 25 | 1 | 11 | 1.3 | 表 | 12 表 性能保証 性能試験の項目 と方法 | 負荷遮断試験は発電機の容量変更を伴う更新を行う場合にのみ実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとしますが、詳細については設計協議によるものとします。 |
| 48 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 26 | 1 | 11 | 3 | | 引渡し | 本工事では施設を運営しながら各機器の施工を行い、業務完了時点から順次実使用（操業）に入るため、各機器の整備が完了次第、直ちに当該範囲の検査を受け、合格した時点で部分引渡しを行い、当該範囲の契約不適合期間が開始されるとの理解でよろしいでしょうか。また、実施方針に係る回答書No. 34で「最後に施設としての性能試験を実施し、性能を満たさなければ事業者の責務・費用で対応することになります。」とあり、施設全体の性能試験において性能を満たさない場合は事業者の責務・費用にて対応しますが、本工事に起因する場合に限るという理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、本工事に起因して影響を及ぼす可能性のある箇所によって性能を満たさない場合も含まれます。 |
| 49 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 27 | 1 | 12 | 2 | (2) ① | プラント工事 | バーナー火炎接触部付近の耐火物、炉底耐火物、出湯（出滓）口耐火物については契約不適合責任の範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | ご質問の消耗品についての契約不適合責任期間は、部分引き渡し後6か月間とします。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------|----|----|----|----|------------|---------|--|----------------------------------|
| 50 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 28 | 1 | 12 | 2 | (2) (9) | プラント工事 | 触媒とありますが現在当設備に触媒は無く、本基幹改良工事で設置する予定もないと思われませんがそのような理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 51 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 29 | 1 | 13 | 4 | | 竣工図書 | 完成図書として提出する各図書は本工事対象範囲を基本とし、それ以外の項目に関する提出の可否や要否については別途協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 52 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 30 | 1 | 13 | 4 | (14)(15) | 竣工図書 | 「見学者用パンフレット及び見学者用DVD」は、本工事の概要を説明した資料との理解でよろしいでしょうか。 | 本工事の内容を含めた施設全体を説明する資料とします。 |
| 53 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 32 | 2 | 1 | 4 | (1) | 機器等の搬出入 | 必要に応じ、施設内既存の電動ホイスト、ガイドレール及びフック等を使用させて頂けないでしょうか。 | 貴社の負担において、操業に影響ない範囲で、貴社ご提案を認めます。 |
| 54 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 32 | 2 | 1 | 4 | (3) | 機器等の搬出入 | 機器の解体・撤去の進捗や搬入検査・立会等のタイミングにより、やむを得ず屋外に保管せざるを得ない場合は、適切な養生を行ったうえで保管させて頂けないでしょうか。 | 事前に組合と協議を行い、組合が認めた場合のみ認めます。 |
| 55 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 32 | 2 | 1 | 5 | (4) | 配管・ダクト | (4)表 管の使用区分(参考)…流体の灯油とありますが、現在本施設では重油を使用していますため、重油と読み替えてよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 56 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 33 | 2 | 1 | 5 | (4) | 配管・ダクト | アンモニア水、アンモニアガスと記載があるが現在、尿素水を使用していますため、尿素水と読み替えてよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 57 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 33 | 2 | 1 | 5 | (6) | 配管・ダクト | (6)蒸気配管系統のガスケットは、最高使用圧力10kg/cm ² を超えるものは、…とありますが、昨今は単位としてkPa(MPa)を使用しておりますため、「0.98Mpa」に変更いただくのがよろしいのではないのでしょうか。 | 要求水準書を修正します。 |
| 58 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 36 | 2 | 1 | 11 | (3) (4) | 歩廊及び階段 | 「図 手摺標準図(参考)」における手摺高さとして「1100」と記載がありますが、「1100」が正ではないのでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 59 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 39 | 2 | 4 | 1 | (3) | ボイラ | 常用使用圧力2.74MPaとありますが、汽水胴圧力という理解でよろしいのでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 60 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 40 | 2 | 5 | 1 | (3) | 蒸気タービン | 平成28年3月に定格出力の変更を行い、現在定格出力は2,500kWとなっていますので、2,450kWという表記は修正をご検討願います。 | 要求水準書を修正します。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------------|----|----|----|-----|------|---------------|---|---|
| 61 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 40 | 2 | 5 | 2 | (3) | 発電機 | 「容量 3,063kW」「電圧 5,600V」とありますが、「容量 3,063kVA」「電圧 6,600V」が正ではないでしょうか。 | 要求水準書を修正します。 |
| 62 | 要求水準書 設計・建設業 務編 | 47 | 2 | 13 | 2 | (5) | 建築工事 | 「必要な防水工事」とありますが、(2)既設建屋開口工事にて屋根開口を設けた場合の復旧に伴う防水工事との理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 63 | 要求水準書 運営・維持管 理業務編 | 9 | 1 | 4 | 4 | (6) | 事業期間終了時の引渡し条件 | 「運営11年目(令和18年度)には最新の長寿命化総合計画では、第6章第3節に示す点検・調査計画と、第6章第5節に示す補修・更新計画等に基づいた運転実績を考慮した、令和23年度以降の安定・安全な施設運営を行うための維持管理計画書を基本として作成し、組合の承諾を得ること。」とありますが、第6章第10節(P.22)長寿命化総合計画の作成及び実施の(1)～(4)の内容と同義という理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 64 | 要求水準書 運営・維持管 理業務編 | 9 | 1 | 4 | 4 | (10) | 事業期間終了時の引渡し条件 | 「令和22年度の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、組合と協議を開始すること。」とされていますが、一方で入札説明書P.6 III 10.では「本施設における事業期間終了後の措置については、運営開始後10年目(令和17年度)の時点で、組合及び事業者において協議を開始」とされています。要求水準書の協議期間は短く実態に沿わないため、入札説明書の記載が正と理解してよろしいでしょうか。 | No.3の回答をご参照ください。 |
| 65 | 要求水準書 運営・維持管 理業務編 | 9 | 1 | 4 | 4 | (11) | 事業期間終了時の引渡し条件 | 「事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品(以下「特定部品」という。)の製造を継続するとともに、組合が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。」とありますが、本項に定める「特定部品」とは運営業務委託契約第72条第2項に定める「特定部品(施工企業以外)」を指すものと理解してよろしいでしょうか。また、事業者が事業期間終了後も提供義務を負うことは現実的に難しいため、「事業期間終了まで」に変更頂けませんか。 | 前段については、特定部品は、施工企業のもの、施工企業以外のものの両方を指すものとします。後段については、事業終了後においても、本施設の運営を継続する場合に限り、該当部品の調達が円滑に行えるよう最大限ご配慮ください。 |
| 66 | 要求水準書 運営・維持管 理業務編 | 17 | 5 | 5 | (9) | | 搬入管理(缶類の回収) | 「缶類」の記載がありますが、現状は搬入されていないと資料いたしますので、修正をご検討願います。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 67 | 要求水準書 運営・維持管 理業務編 | 19 | 5 | 14 | | | 売電の事務手続き | 「売電収入については組合と折半とする」とありますが、入札説明書 添付資料5「対価の構成及び支払方法」では売電費5円(税抜)分は貴組合収益とする記載と齟齬がありますので統一をお願いいたします。 | No.13の回答をご参照ください。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------------|---------------|---------|----|-----|--|--------------------|---|--|
| 68 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 20 | 6 | 6 | | | 補修・更新の実施 | 「長期運営に伴う設備の経年劣化を考慮した対策を講じるため、「表 別途整備工事範囲」に示す範囲を重要監視項目として位置付けて点検するとともに、各設備等の状況に応じて別途整備工事を行うものとする。」とありますが、「表 別途整備工事範囲」に記載の整備工事は本事業における運営・維持管理業務の対象外であり、貴組合が別途発注・締結する契約に基づき今後行われるものと理解してよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 69 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 22 | 6 | 10 | | | 長寿命化総合計画の作成及び実施 | 長寿命化総合計画について、事業者が作成・更新し、組合の承諾を得るということになっていますが、法律上は施設の設置者が作成するものであることから、「事業者は貴組合の作成・更新を支援する」という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 70 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 26 ～ 27 | 8 | 2 | (2) | | 環境保全計画 測定項目及び頻度 | 表に「排ガスダイオキシン 2回/年・炉」とありますが、現状1回/年・炉で測定しています。また、「溶融スラグダイオキシン 2回/年」とありますが、現状1回/年で測定しています。特段の理由がない場合は、現状への修正をご検討願います。 | 要求水準書を修正します。 |
| 71 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 26 ～ 27 | 8 | 2 | (2) | | 環境保全計画 測定項目及び頻度 | 「溶融スラグ 放射性セシウム 4回/年」とありますが、現状放射性セシウムの測定は行っておらず、現状への修正をご検討願います。 | 要求水準書を修正します。 |
| 72 | 基本協定書 (案) | 2 | 第5 条 | 2 | | | 事業契約の不成 立 | 「組合又は落札者の責に帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。」とありますが、落札者の責に帰すべき事由とは第6条第1項に該当する場合であり、双方誠実に協議した結果として事業契約の締結に至らなかった場合は第5条第1項に該当するという理解でよろしいでしょうか。 | 第6条第1項各号では独禁法違反や反社行為など限定された不正行為を列挙しておりますが、第5条第2項はそれらに限らず、組合又は落札者に（事業契約の締結に至らなかったことについて）帰責性が認められる事由全てが該当することになります。 双方誠実に協議した結果として事業契約の締結に至らなかった場合は原則として第5条第1項に該当します。 |
| 73 | 基本協定書 (案) | 2 | 第6 条 | 1 | | | 談合その他の不正行為に係る損害賠償 | 談合その他の不正行為に係る損害賠償の規定ですが、建設工事期間中に本項各号のいずれかの事由が生じ、事業契約が解除され事業者が違約金を支払う場合は建設工事請負契約第77条第1項が、運営期間中に事業者が違約金を支払う場合は運営業務委託契約第75条第1項がそれぞれ適用され、本項は適用されないものと理解してよろしいでしょうか。 | 基本協定書第6条第1項の違約金支払事由が生じ、それが建設工事請負契約又は運営業務委託契約の違約金支払事由にも該当する事由が生じた場合であっても、組合による、基本協定書第6条第1項に基づく違約金の支払請求は排除されません。 |
| 74 | 基本協定書 (案) | 3 | 第6 条 | 2 | | | 談合その他の不正行為に係る損害賠償 | 「前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用する。」とありますが、「事業契約の履行」と理解すればよいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|---|----------|---|------|--|-------------------|--|---|
| 75 | 基本協定書 (案) | 3 | 第6 条 | 3 | | | 談合その他の不正行為に係る損害賠償 | 「第1項の規定にかかわらず、組合に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、組合は、その超過分につき、落札者に対して損害賠償を請求することができ、落札者は、連帯してこれを支払う義務を負う。」とありますが、落札者が貴組合に対して負う責任・義務は、第1項に規定する賠償金を上限として頂きたくお願い致します。原案では賠償金が設定されているにもかかわらず、当該賠償金を超えた分の貴組合が被った損害も賠償する条件となっており、過大であると思料致します。 | 原案のとおりとします。 |
| 76 | 基本協定書 (案) | 3 | 第7 条 | 1 | (8) | | 運営事業者 | 「運営事業者は、会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならない」とありますが、「実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書」No.8の通り、会社法第326条第2項に定める会計監査人ではなく外部の監査法人に監査を委託することでよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 77 | 基本協定書 (案) | 3 | 第7 条 | 1 | (11) | | 運営事業者 | 「なお、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地を本施設内とすることはできない。」とありますが、入札説明書IV7(2)のAのなお書き後段に「運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することは差し支えないものとする。」とあることから、入札説明書の定めが正と理解し、なお書きは削除としていただけないでしょうか。 | 基本協定書第7条第1項第11号の尚書きは削除いたします。 |
| 78 | 基本協定書 (案) | 4 | 第11 条 | 2 | | | 秘密保持義務 | 「正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報」についても、第1項に定める秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。なお、基本契約書、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の秘密保持義務に係る規定についても同様にお伺いいたします。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 79 | 基本協定書 (案) | 5 | 第11 条 | 3 | (5) | | 秘密保持義務 | 「これらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合」とありますが、受注者の秘密情報には、不特定の第三者に開示されると落札者の競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、貴組合が当該秘密情報を第三者に開示するときは、事前の通知だけでなく、開示の方法等について協議させていただけるものとしていただけないでしょうか。なお、基本契約書、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の秘密保持義務に係る規定についても同様にお伺いいたします。 | 協議を行うこと自体は妨げません。ただし、本施設の運営につき公正な手続きにより第三者を選定することにご協力いただくことが前提になります。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|---|----------|---------|------------|--|----------------|---|---|
| 80 | 基本協定書 (案) | 5 | 第11 条 | 3 | (6) (7) | | 秘密保持義務 | 組合の構成市町や組合議会に開示する場合がありますが、受注者の秘密情報には、不特定の第三者に開示されると落札者の競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、貴組合が当該秘密情報を組合の構成市町や組合議会に開示するときは、事前の通知だけでなく、開示の方法等について協議させていただけるものとしていただけないでしょうか。なお、基本契約書、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の秘密保持義務に係る規定についても同様にお伺いいたします。 | 原案のとおりとします。 |
| 81 | 基本協定書 (案) | 5 | 別紙 | | | | 出資者誓約書 第6条 | 「当社らが、本事業に関して知りえた全ての情報について、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。」とありますが、基本協定書第11条（秘密保持義務）で既に落札者の秘密保持義務が規定されていることから、本項を削除いただけないでしょうか。 | 運營業業者の株主に変動があった場合も出資者誓約書を組合にご提出いただくことが想定されておりますので原案どおりといたします。 |
| 82 | 基本契約書 (案) | 2 | 第7 条 | 3 | | | 本施設の建設工 事等 | 「建設事業者は、設計・建設業務にかかる契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、組合に対し、設計・建設工事費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する金額を差し入れなければならない。」とありますが、建設工事請負契約第10条第1項各号に定める方法での契約保証も認められているものと理解してよろしいでしょうか。第8条第2項の運營業務における契約保証金についても同様にお伺いいたします。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 83 | 基本契約書 (案) | 8 | 別紙 | 定義 集 | | | 特定部品（施工 企業） | 「特定部品（施工企業）」とは、入札参加資格審査通過者に閲覧を認める図書に記載する部品をいう。とありますが、入札説明書IV4.（4）キ 本施設における図書等の閲覧に記載のある図書類の内、（エ）その他 特定部品リスト に記載ある部品という理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 84 | 基本契約書 (案) | 9 | 別紙 | 定義 集 | | | 不可抗力 | 「「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、感染症の拡大、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、 <u>通常の見可能な範囲外のもの</u> であって、当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。」とありますが、国交省の公共工事標準請負契約約款（令和4年度改正）では、不可抗力の定義として、通常の見可能な範囲外が否かは問われていません。したが、下線部を削除いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|---|------|---|--|--|-------------------|--|---|
| 85 | 建設工事請負契約書（案） | 3 | 第11条 | 2 | | | 解釈等 | 「本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。」とありますが、本請負契約に対する質問回答は本請負契約よりもその解釈が優先するものと理解してよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 86 | 建設工事請負契約書（案） | 3 | 第13条 | 1 | | | 契約期間の変更方法 | 契約期間変更の協議期間が7日となっていますが、協議期間として十分ではないと思われるため、24条の請負代金変更の協議期間に合わせて14日に変更いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 87 | 建設工事請負契約書（案） | 7 | 第23条 | 1 | | | 部分引き渡しに係る請負代金の支払い | 本項では発注者が要求水準書において指定した部分が部分引渡しの対象とされていますが、要求水準書にはかかる指定部分が規定されていないように思料いたします。指定部分は事業者提案に基づき発注者・事業者で協議して定めるという理解でよろしいでしょうか。 | 部分引渡しの対象は本工事と本工事に起因して影響を及ぼす可能性のある箇所を想定していますが、引渡し方法や時期については、組合と協議することとします。 |
| 88 | 建設工事請負契約書（案） | 7 | 第25条 | | | | 前払金 | 公共工事標準請負契約約款第44条に則り、第25条に以下の規定を追記いただけないでしょうか。 第10項 受注者は、発注者が第25条第1項に基づく前払金又は第4項に基づく中間前払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 第11項 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 | 貴社ご提案を認めます。 第10項及び第11項を追記します。 |
| 89 | 建設工事請負契約書（案） | 7 | 第25条 | 4 | | | 前払金 | 「ただし、本項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、第28条の規定による部分払を請求することはできない」とありますが、併用を可能としていただけないでしょうか。公共工事約款では両者の併用が可能となっています。 | 原案のとおりとします。 |
| 90 | 建設工事請負契約書（案） | 8 | 第25条 | 5 | | | 前払金 | 「受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない」とありますが、本条の規定を満たした中間前払金に係る請求がなされた場合は、「認定」が受けられないことは無いという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|----|------|---|--|--|----------------------|---|---|
| 91 | 建設工事請負契約書（案） | 11 | 第32条 | 6 | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更 | 請負代金額の変更額（スライド額）は、国土交通省の東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレ条項）に基づき、該当する工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額という理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約第32条第6項に基づく代金変更は、通常の公共工事請負約款の規定と同様の運用によります。 |
| 92 | 建設工事請負契約書（案） | 12 | 第34条 | 1 | | | 特許権等 | 「ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。」とありますが、「発注者は」が正ではないでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 93 | 建設工事請負契約書（案） | 12 | 第34条 | 2 | | | 特許権等 | 「その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。」とありますが、「乙」は正しくは「受注者」でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 94 | 建設工事請負契約書（案） | 16 | 第42条 | 5 | | | 事前調査 | 「発注者は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、建設業務の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。」とありますが、第73条にも同様の規定があるように、当該検討を踏まえ必要があると認められるときは契約期間又は請負代金を変更いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、発注者がその必要があると認める場合には、契約期間及び請負代金を変更いたします。 |
| 95 | 建設工事請負契約書（案） | 16 | 第42条 | 5 | | | 事前調査 | 「ただし、発注者は、建設業務の続行が不可能と判断したときは、本請負契約を解除することができる。」とありますが、第42条第3項から第5項に定める、障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できなかったものである場合で建設業務の続行が不可能と判断される場合については、入札説明書添付資料4のリスク分担表の（10）設計変更リスクのうち、「組合の提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの」を指すと理解しています。当該リスク分担表では、リスク負担者が発注者となっているとおり、本項の但し書に基づく解除の場合は、第79条第2項の定めに従い、当該解除により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者にその損害を負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。（解除の効果の明確化をお願いいたします。） | 第42条第5項但書に基づく解除の場合、その効果は第79条第2項を準用致します。 |
| 96 | 建設工事請負契約書（案） | 21 | 第58条 | 5 | | | 履行遅延の場合における損害金等 | 「また、かかる工程からの逸脱により、発注者におけるごみの外部委託について発生する増加費用は、受注者の負担とする。」とありますが、受注者が工期に関して負う責任は、建設工事完了予定日までに建設業務を完了しなかった場合に第58条第1項に基づき請求される損害金の支払いに限定していただけないでしょうか。工程の遅延に関し当該損害金以外にも受注者が支払い義務を負うのは過大であると思料いたします。 | 原案のとおりとします。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|---|-----|--|---------------|---|--|
| 97 | 建設工事請負契約書（案） | 23 | 第63条 | 2 | (3) | | 受注者の性能保証責任 | 入札説明書添付資料4のリスク分担表の(16)ごみ質変動リスク及び(17)ごみ量変動リスクのリスク分担者は貴組合となっています。この記載を踏まえ、運営期間中計画ごみ質を大幅に超過するごみ質変動が生じた場合や施設許容量を大幅に超過（増・減）するごみが搬入された場合は、「(3)その他発注者の責に帰すべき事由」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 98 | 建設工事請負契約書（案） | 25 | 第69条 | 4 | | | 法令変更 | 「発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。」とありますが、本条第2項において発注者負担割合100%となっている法令等の変更により本請負契約が解除され、当該解除により受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 第69条第4項に基づき解除した場合には、第80条の適用により処理します。 |
| 99 | 建設工事請負契約書（案） | 26 | 第70条 | 7 | | | 不可抗力 | 「発注者は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。」とありますが、入札説明書添付資料4のリスク分担表の(9)不可抗力リスクのリスク負担者は貴組合が主、事業者が従となっており、解除に伴い発生した費用又は損害は貴組合に負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。（解除の効果の明確化をお願いいたします。） | 第70条第7項に基づき解除した場合には、第80条の適用により処理します。 |
| 100 | 建設工事請負契約書（案） | 29 | 第75条 | 2 | | | 発注者の催告によらない解除 | 「発注者は、運営業務委託契約が解除された場合、本請負契約を解除することができる。」とありますが、運営業務委託契約の解除時には当該契約において受託者に違約金が課せられることから、本項に基づく本請負契約の解除時には次条に定める違約金の定めは適用されないものと理解してよろしいでしょうか。また、かかる解除において受注者に損害が発生した場合は、発注者が当該損害を賠償するものと理解してよろしいでしょうか。（解除の効果の明確化をお願いいたします。） | 前段については貴社ご理解のとおりです。 また、後段について、かかる解除により受注者に発生する損害の賠償の負担は、運営業務委託契約の解除が発注者の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、発注者は負担しません。 |
| 101 | 建設工事請負契約書（案） | 29 | 第75条 | 1 | | | 発注者の催告によらない解除 | 第75条第1項第2号及び第3号に該当する事由が、発注者の責めに帰すべき事由である場合は、発注者の解除権の行使がなされないものと理解してよろしいでしょうか。 | 第75条第1項第2号及び第3号に該当する場合は発注者は解除権を有し、その行使の有無は諸般の事情を総合的に考慮して判断されることとなります。 |
| 102 | 運営業務委託契約書（案） | 2 | 第8条 | 2 | | | 解釈等 | 「本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。」とありますが、本委託契約に対する質問回答は本委託契約よりもその解釈が優先するものと理解してよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|------|-----|--|--|---------------|--|---|
| 103 | 運営業務委託契約書（案） | 3 | 第13条 | 1～3 | | | 再委託等の禁止 | 第13条第1項～第4項の規定にかかわらず、事業者提案で明示された者に再委託する場合は、第2項・第4項の貴組合の事前承諾及び第3項の契約書の写しの提出を省略させていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。ただし、取引上の守秘義務に該当する場合は当該箇所を黒塗りとしてください。 |
| 104 | 運営業務委託契約書（案） | 4 | 第17条 | 1 | | | 既存運転事業者からの引継ぎ | 契約締結から運営開始までの期間が短いことから、本委託契約締結後速やかに作成・提出する運営準備業務実施計画書の範囲は、貴組合と協議させていただけるという考えてよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 105 | 運営業務委託契約書（案） | 5 | 第19条 | 2 | | | 運営・維持管理業務の遅延 | 違約金に関して、算定基礎に運営・維持管理業務委託費総額とありますが、変動費と同様に固定費部分も年間委託費総額との認識でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 106 | 運営業務委託契約書（案） | 6 | 第19条 | 3 | | | 運営・維持管理業務の遅延 | 「前項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、委託者は、当該超過分につき、受託者に対し、その賠償を請求することができる。」とありますが、受託者が運営開始日に運営・維持管理業務を開始することができなかった場合の責任は、前項に基づき算定される損害金の支払いに限定していただけないでしょうか。当該損害金を越えて受託者が支払い義務を負うのは過大であると思料いたします。 | 原案のとおりとします。 |
| 107 | 運営業務委託契約書（案） | 8 | 第25条 | 6 | | | 搬入管理 | 「受託者は、第4項に基づき許可業者の車両が搬入した廃棄物を確認した結果、本施設の搬入禁止物を発見した場合、委託者に報告し、委託者の指示に従うこと」とありますが、受託者の責任範囲は善良なる管理者の注意義務（第11条）をもって搬入物の確認を行うことと理解してよろしいでしょうか。また事業提案書に記載した内容を充足していることをもって、受注者は善良なる管理者の注意義務を果たしているとみなされると考えてよろしいでしょうか。リチウムイオン電池起因の火災等の搬入禁止物リスクに対して、のちに疑義が生じないように受注者として果たすべき義務の範囲を明確化させていただきたくお伺いいたします。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、善管注意義務違反の有無は、諸般の事情を考慮の上「善良な管理者としての注意義務」を尽くしたかによって判断されます。従って、事業提案書の記載に従ったことのみをもって、当然に善管注意義務を尽くしたとは言えません。 |
| 108 | 運営業務委託契約書（案） | 8 | 第25条 | 8 | | | 搬入管理 | 搬入管理受託者は委託者の指示する期間の末日まで保管とありますが、搬出のタイミングは保管場所の容量を考慮して、現状通り都度決定するということでもよろしいでしょうか。また「缶類」は現状搬入対象になっておらず、修正をご検討願います。 | 前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、原案のとおりとします。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|---|--|--|---------------|--|---|
| 109 | 運営業務委託契約書（案） | 14 | 第50条 | 1 | | | 見学者及び地域住民への対応 | 受託者は、本施設の見学を希望する一般住民への対応を行わなければならないとありますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）第10章第5節（P.29）には原則として受付・説明は組合で実施するとされていることから、住民からの問い合わせがあった場合に、貴組合へ取次をすることを想定された記述と理解してよろしいでしょうか。 | 組合への取次のほか、見学者への説明に協力いただくこと等を含みますが、これらに限られません。 |
| 110 | 運営業務委託契約書（案） | 14 | 第50条 | 1 | | | 見学者及び地域住民への対応 | 「委託者が行う一般市民からの受付（中略）への協力を行う」とありますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）第10章第5節（P.29）には原則として受付・説明は組合で実施するとされていることから、貴組合職員不在時の臨時対応等を行うと理解してよろしいでしょうか。 | 組合職員不在時の対応のほか、見学者への説明に協力いただくこと等を含みますが、これらに限られません。 |
| 111 | 運営業務委託契約書（案） | 15 | 第53条 | 1 | | | 業務完了報告書の作成 | 年間業務完了報告書の提出期限が4月10日までとありますが、4月10日時点では揃っていないデータもあることから、現行通り5月末時点に変更いただけませんかでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 112 | 運営業務委託契約書（案） | 15 | 第53条 | 1 | | | 業務完了報告書の作成 | 「月間業務完了報告書については翌月10日までに、」とありますが、ただし「については」でしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 113 | 運営業務委託契約書（案） | 17 | 第61条 | 1 | | | 異常事態による運転停止 | 第61条第1項では「異常事態が発生したときは、本施設の運転を速やかに停止しなければならない」とされており、また、基本契約書で「異常事態」は「本施設について、要求性能（要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能に加えて、本施設建設工事竣工時の完成図書において保証される内容）が充たされない事態」と定義されています。しかしながら第64条では「要求水準書未達状態が生じていると認めた場合には、（中略）要求水準書未達状態の解消に努める。」とされており、要求水準書未達状態のなかでも比較的軽微なものは、施設の運転を継続させながら改善を図ることが規定されています。第64条を踏まえ、第61条第1項の適用は「異常事態」のなかでも重大な事態（環境規制値等法令抵触等）が対象となるという理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書添付資料に規定する、運転停止型減額措置又は運転継続型減額措置によります。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|---|--|--|-------------------------|--|--|
| 114 | 運営業務委託契約書（案） | 18 | 第64条 | 1 | | | 要求水準書未達状態に対する対応及び固定費の減額 | 異常事態の定義は、「本施設について、要求性能（要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能に加えて、本施設建設工事竣工時の完成図書において保証される内容）が充たされない事態」とされており、当該定義を踏まえると、異常事態には要求水準書未達も含まれているようにも見えます。 したがって、本条における要求水準書未達状態には、第61条に基づく本施設の運転停止の原因となるような異常事態は含まれず、それ以外の比較的軽微な要求水準書未達をさすものと理解してよろしいでしょうか。 またその場合、第2項に「委託者及び受託者は、（中略）運転が停止された施設の運転を再開させる。」とありますが、本条第1項第1文末尾と同様に「要求水準書未達状態の解消に努める。」が正ではないでしょうか。 | いずれもご理解のとおりです。 後段については契約書を修正します。 |
| 115 | 運営業務委託契約書（案） | 21 | 第69条 | 5 | | | 不可抗力 | 「委託者又は受託者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により相手方に損害が生じる場合には、本委託契約の終了に必要な費用（当該契約の終了と直接の因果関係を有するものに限る。）を賠償する。」とありますが、 ①すでに発生した運営・維持管理費用のうち委託料が未払いとなる部分については貴組合にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ②第70条（不可抗力による負担）や入札説明書添付資料4のリスク分担表の(9)不可抗力リスクの規定の考え方としては、不可抗力に関するリスクを主として負担するのは貴組合であると思料いたしますので、受託者は損害賠償義務を負わず、受託者に損害が生じた場合には委託者が当該損害を賠償するものとしていただけないでしょうか。 | ①については貴社ご理解のとおりです。 ②については原案のとおりといたします。 |
| 116 | 運営業務委託契約書（案） | 22 | 第72条 | 2 | | | 運営期間終了時の取扱い | 「受託者は、運営期間が終了する場合、特定部品（施工企業以外）の製作者（建設事業者を含むがこれに限られない。）をして、運営期間終了後においても特定部品（施工企業以外）の製造を継続するとともに、委託者が特定部品（施工企業以外）を調達しようとするときは、速やかに合理的かつ相当な価格で提供することを、委託者に対して誓約させる。なお、この場合、特定部品（施工企業以外）の種類及び価格の決定方法については委託者と当該製作者との間の協議により決定する。ただし、入手困難な特定部品（施工企業以外）については、委託者と当該製作者との間で協議するものとする。」とありますが、受託者、建設事業者又はその他構成員が運営期間終了後も提供義務を負うことは現実的に難しいため、本甲は削除いただけますでしょうか。 | 特定部品（施工企業以外）は、建設事業者又はその他構成員からの調達が不可欠な部品を含むことから、運営期間終了後も提供について最大限ご配慮ください。 |

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 入札関係書類に関する質問への回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|---|-----|--|-----------------|--|--|
| 117 | 運営業務委託契約書(案) | 23 | 第74条 | 4 | | | 委託者の解除 | 「設建設工事請負契約が解除された場合」とありますが、正しくは「設計建設工事請負契約」でしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。契約書を修正いたします。 |
| 118 | 運営業務委託契約書(案) | 23 | 第74条 | 4 | | | 委託者の解除 | 「委託者は、設建設工事請負契約が解除された場合、本委託契約を解除することができる。」とありますが、本項に基づく解除の場合は、違約金は当該請負契約において定められていることから、次条に定める違約金の定めは適用されないものと理解してよろしいでしょうか。また、かかる解除において受託者に損害が発生した場合は、委託者が当該損害を賠償するものと理解してよろしいでしょうか。 | 前段については貴社ご理解のとおりです。また、後段について、かかる解除により受託者に発生する損害の賠償の負担は、設計建設工事請負契約の解除が委託者の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、委託者は負担しません。 |
| 119 | 運営業務委託契約書(案) | 23 | 第75条 | 1 | (1) | | 契約が解除された場合等の違約金 | 「前条の規定により本委託契約が解除された場合(ただし、第3号に該当する場合を除く。)」とありますが、本項は違約金の規定であり、受託者の責めに帰すべき事由による解除の場合に適用されるものと思料いたしますので、第74条第1項は委託者の任意解除の規定ですので、違約金の対象にはならないものと思料いたします。また、第74条第4項は設計建設工事請負契約が解除された場合の規定で、違約金は当該請負契約において定められていることから、本委託契約の解除に係る違約金が発生する対象にはならないものと思料いたします。したがって、「前条第2項及び第3項の規定により本委託契約が解除された場合(ただし、第2項第3号に該当する場合を除く。)」とご修正いただけないでしょうか。 | いずれも貴社ご理解のとおりです。契約書を修正いたします。 |
| 120 | 運営業務委託契約書(案) | 25 | 第79条 | 2 | | | 著作権の利用等 | 「受託者は、成果物又は本施設が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。」とありますが、本条第3項から第5項、第80条及び第81条第2項は、引渡し後も受注者に著作権が留保されることを前提とした規定であることを踏まえ、本項について、以下の通り修正いただけないでしょうか。 修正文案:「成果物又は本施設が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は当該著作物の引渡し後も受注者に留保されるものとする。」 | 貴社ご提案を認めます。 |